

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第九十五号

昭和二十四年二月鳥取縣規則第十一号鳥取縣水産製品検査規則の一部を次のように改める。

昭和二十四年九月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第八條の次に左の二條を加える

第九條 指定農林物資検査法施行規則第六條の規定による水産製品の検査は水産製品の製造場においてこれを行う。但し知事において必要と認めるときは検査場所を指定することができる。

第十條 指定農林物資検査法施行規則第十條第三項の規定による検査免除の証票の有効期間は六十日とする。

附 則

昭和二十四年九月二十七日
第二千四百十九号

火 曜 日

この規則は公布の日から施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第五百二十五号

昭和二十年十二月農林省令第三十一号蚕糸業法施行規則第四十條第一項、昭和二十三年七月鳥取縣規則第四十六号蚕糸業法施行手続第十條の規定による生繭売買許可証を次のように交付した。

昭和二十四年九月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第九四番	生繭	鳥取縣八頭郡若櫻	盛田俊一	同上	昭和二十四年九月二十七日
第九四番	生繭	鳥取縣八頭郡若櫻	盛田俊一	同上	昭和二十四年九月二十七日
第九四番	生繭	鳥取縣八頭郡若櫻	盛田俊一	同上	昭和二十四年九月二十七日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

00142

◇鳥取縣告示第五百二十六号

昭和二十二年四月農林省令第二十八号生鮮水産物配給規則第四條第一項の規定により次のものを生鮮水産物の公認出荷機関として登録した。

昭和二十四年九月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、登録者住所氏名 米子市祇園町
伯西漁業協同組合
- 組合長理事 島田亀太郎
- 二、登録の種類 生鮮水産物公認荷受機関
- 三、登録番号 第三十四号
- 四、取扱水産物の種類 生産水産物
- 五、営業所又は事業場の位置
鳥取縣米子市祇園町
伯西漁業協同組合

◇鳥取縣告示第五百二十七号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ

うに仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年九月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築主の住所氏名 鳥取市二階町四丁目七
鳥取硝子株式会社々長 磯矢獎之助
- 一、建築物の位置 鳥取市下魚町二二ノ三
- 一、同 用途 事務所
- 一、同 構造 木造 スレート葺 二階建一棟
- 一、同 規模 建築面積 一九、〇平方米
突出する部分 同
- 一、許可條件
- 一、この建築物の保存期間は都市計画事業実施迄とする
こと。
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に
無償にてこの建築物を除却すること。
- 一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届
出ること。
- 一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項

00143

増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第五百二十八号

昭和二十四年八月鳥取縣規則第八十六号鳥取縣立經營傳習農場規程の施行に伴い昭和二十四年八月十五日から次のように隣の名称を変更した。

昭和二十四年九月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新名称 鳥取縣立經營傳習農場
旧同 鳥取縣立開拓増産修練農場

教育委員會告示

◇鳥取縣教育委員會告示第四十四号

教育公務員任用審査を次のように実施する。

昭和二十四年九月二十七日

鳥取縣教育委員會

記

一、期日及び場所

昭和二十四年十月七日(金)午前九時より午后四時迄
鳥取市、鳥取縣庁内鳥取縣教育委員會事務局教務課

昭和二十四年十月八日(土)午前九時より午后四時迄
米子市、西伯地方事務所内鳥取縣教育委員會西伯支所

二、提出書類

1、志願書

2、履歷書

3、最終學校最終學年成績證明書

三、申込期日及び場所

1、任用審査の前日正午迄

2、任用審査実施の場所

鳥取縣庁鳥取縣教育委員會事務局教務課

西伯地方事務所内鳥取縣教育委員會西伯支所

四、当日携行品

1、筆記用具 2、身体検査に要する手数料金壹百円

3、辨当 4、教員

00144

- 五、任用審査の対象
- 1、学校教育法施行規則第九十九条による教諭仮免許状有資格者と見なされる者(助教でない者)
 - 2、教諭任用替希望の者(現在助教としての勤務者で前項の該当者)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

四收支対照表

項目	金		錢		不動産物品の利益上の約束	その他寄附又は支出の利益上の約束	計		訂正の理由
	訂正前	訂正後	訂正前	訂正後			訂正前	訂正後	
前年度からの繰越		7,285.56		7,285.56					収入簿に九〇〇円の記載洩れがあつたためである。
収入の部		7,285.56		7,285.56					
支出の部	58,309.33	58,309.33							
差額	20,696.66	20,696.66							
合計		7,285.56		7,285.56					

政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の規定により昭和二十四年一月九日及び五月十日提出した收支報告書について、昭和二十四年九月八日、日本共産党鳥取県委員会より、次のように訂正する旨の届出があつた。

昭和二十四年九月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

一、昭和二十四年一月九日提出の收支報告書の中

00145

二、昭和二十四年五月十日提出の收支報告書の中

四收支対照表

項目	金		錢		不動産物品の利益上の約束	その他寄附又は支出の利益上の約束	計		訂正の理由
	訂正前	訂正後	訂正前	訂正後			訂正前	訂正後	
前年度からの繰越		20,696.66		20,696.66				収入簿に九〇〇円の記載洩れがあつたためである。	
収入の部		20,696.66		20,696.66					
支出の部	33,477.76	17,100.00							
差額	11,277.76	11,277.76							
合計		20,696.66		20,696.66					

収入簿に九〇〇円の記載洩れがあつたためである。

二〇、〇〇〇円の借入金を入として計上しなかつたこと及び一件五〇〇円以上の寄附の総計を二重に加えたためである。向二、七一〇円四一銭多く誤算されていた。

一件千円以上の支出の総計を二重に加えたためである。なお六、七七八円一〇銭少く誤算されていた。

区分	金		錢		不動産	物品	その他	計	累	計	訂正の理由	
	訂正前	訂正後	訂正前	訂正後								
総計	三〇四、五四六	二〇七、三〇四	一	一	一	一	一	三〇四、五四六	二〇七、三〇四	二〇四、五四六	二〇七、三〇四	入金を計上して、かつたこと及び、五百円以上の寄附の総計を二重に加えたためである。向二、七〇円四一銭多、誤算されていた。
一件五 百円以 上の寄 附の合 計	二四、八〇〇	一四、五〇〇	一	一	一	一	一	二四、八〇〇	一四、五〇〇	二四、八〇〇	一四、五〇〇	
内 訳	月日 金額又は積別 種類 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は団体名 職業 備考 一、二〇 一〇、〇〇〇 借入金 米子市西倉吉町 米村 健 旅館 記載洩れにつき追加											
六支出の部												
区分	金		錢		不動産	物品	その他	計	累	計	訂正の理由	
	訂正前	訂正後	訂正前	訂正後								
総計	三三、四三六	一七、九三六	一	一	一	一	一	三三、四三六	一七、九三六	三三、四三六	一七、九三六	一件千円以上の支出の総計を二重に加えたためである。なお六、七七八円一〇銭少なく誤算されていた。

昭和二十四年九月二十七日印刷
昭和二十四年九月二十七日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

鳥取縣鳥取市東町 發行所
鳥取縣鳥取市東町 印刷所